

改正

平成30年11月26日訓令第12号

香取市建設工事等の契約における契約保証に関する事務取扱要領

(趣旨)

**第1条** この訓令は、市が発注する建設工事等の契約における契約の保証(以下「契約保証」という。)に関する事務取扱について、法令又は香取市財務規則(平成18年香取市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

**第2条** この訓令における契約保証の対象は、次に掲げる契約とする。

- (1) 土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び土木建築に関する工事に関する調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)で、1件の当初請負代金額が130万円以上のもの(以下「建設工事」という。)に係る契約
- (2) 土木建築に関する工事の設計又は土木建築に関する工事に関する調査(用地取得のための調査を含み、工事監理を除く。)で、1件の当初業務委託料が300万円以上のもの(以下「設計等」という。)に係る契約
- (3) 土木建築に関する工事に関する測量(用地取得のための測量を含む。)で、1件の当初業務委託料が300万円以上のもの(以下「測量」という。)に係る契約
- (4) 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく市が行う地籍調査で、1件の当初業務委託料が300万円以上のもの(以下「地籍調査」という。)に係る契約

(契約保証の割合等)

**第3条** 契約権者(市長又はその委任(専決権の授与を含む。))を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)は、建設工事、設計等、測量又は地籍調査(以下「工事等」という。)に係る契約(仮契約を含む。以下「工事等の契約」という。)の締結にあたり、当該工事等の契約の相手方(契約前の落札者等を含む。以下「契約の相手方」という。)に対し、請負代金額(設計等、測量又は地籍調査に係る契約にあつては、業務委託料。以下同じ。)の一定率以上の金額の契約保証が付されていることを確認したうえで契約を締結するものとする。ただし、規則第121条第3号、第7号又は第8号の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除する契約を除く。

2 契約保証については、請負代金額の100分の10(調査基準価格を下回る価格で工事等の契約を締結する場合にあつては、100分の30)以上の金銭的保証を原則とし、工事等の契約に基づく契約解除に伴う違約金の支払を目的とするものとする。ただし、工事等の完成までの期間が切迫している等の事情がある特殊な場合については、付保割合が100分の30以上の公共工事履行保証証券(履行ボン)による役務的保証(代替履行の確保)を要求することとし、事前に総務企画部財政課と協議するものとする。

3 契約権者は、契約の相手方が決定されたときは、契約の相手方に対し、当該工事等の契約に係る、契約の保証に関する指示書(別記第1号様式)により契約保証の要求を行うものとする。

(契約保証の種類及び確認方法)

**第4条** 契約の相手方は、次の各号に掲げる契約保証の種類の内いずれかを選択(原則として、第3号から第5号までの契約保証の種類の内いずれかを選択)のうえ、契約保証を付するものとし、契約権者は、次の各号に掲げる契約保証の種類に応じ、当該各号に規定する証拠書類(以下「証拠書類」という。)により契約保証の内容を確認するものとする。

- (1) 契約保証金(現金)の納付(以下「契約保証金の納付」という。) 規則第167条及び第169条の規定による歳入歳出外現金領収書(納入通知書兼領収書)(以下「領収書」という。)
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券(国債証券等)の提供(以下「有価証券の提供」という。) 規則第167条、第168条及び第169条の規定による保管証書(別記第2号様式。以下「保管証書」という。)
- (3) 銀行又は市が確実と認める金融機関等(以下「金融機関等」という。)の保証(金銭保証人)(以下「金融機関等の保証」という。)

ア 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規

定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「金融機関」という。）の保証証書

イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（東日本建設業保証株式会社等。以下「保証事業会社」という。）の保証証書

(4) 公共工事履行保証証券（履行ボン）による保証（以下「公共工事履行保証証券」という。）契約の相手方から委託を受けた保険会社等との間の債務履行の保証契約に基づく保証証券

(5) 履行保証保険契約の締結（以下「履行保証保険」という。）契約の相手方と保険会社との間の保険契約に基づく保険証券

（契約締結時における確認等）

**第5条** 契約権者は、契約の相手方から、工事等の契約に係る契約書（以下「工事等の契約書」という。）の案の提出時に当該契約に係る契約保証についての証拠書類が提出されたときは、次に掲げる事項について証拠書類を確認のうえ、当該契約の締結手続を行うものとし、当該証拠書類は、契約締結後、工事等の契約書に添付して保管するものとする。

(1) 証拠書類に係る一般的確認事項は次に掲げるとおりとする。

ア 契約保証の金額等（以下「保証金額」という。）が請負代金額の100分の10（調査基準価格を下回る価格で工事等の契約を締結する場合にあっては、100分の30）以上であること。

イ 契約保証金の納付及び有価証券の提供の場合にあっては、規則に基づく手続により、契約保証金の納付又は担保の提供が行われたこと。

ウ 前条第3号、第4号又は第5号に規定する契約保証（以下「保証契約等」という。）の場合にあっては、次に掲げる事項とする。

（ア） 保証人又は保険者が前条第3号、第4号又は第5号の規定に記載されているものであること。

（イ） 保証契約等の委託者（申込人）が契約の相手方であること。

（ウ） 保証契約等における債権者又は被保険者（保証金等の受取人）が「香取市」であること。

（エ） 保証債務の内容が、工事等の契約に基づく債務の不履行による損害金の支払を目的としていること。

（オ） 保証契約等に係る工事名（設計等、測量又は地籍調査に係る契約にあっては、委託業務の名称。以下同じ。）が工事等の契約書記載の工事名と同一であること。

（カ） 保証契約等の期間（以下「保証期間」という。）が工期（設計等、測量又は地籍調査に係る契約にあっては履行期間。以下同じ。）の全体を含むものであること。

(2) 契約保証金の納付及び有価証券の提供の場合にあっては、次に掲げる事項とする。

ア 規則に基づき、契約の相手方から、契約保証金の納付又は有価証券の提供が行われ、それに基づいて領収書又は保管証書が作成されたものであること。

イ 領収書及び保管証書は、原本提示により確認のうえ、その写しを保管するものとする。

(3) 金融機関等の保証の場合にあっては、次に掲げる事項とする。

ア 保証の委託者が契約の相手方であること。

イ 債権者（名宛人）が「香取市」であること。

ウ 保証人が金融機関又は保証事業会社であり、保証人の記名押印があること。

エ 「香取市」に対する保証債務を負担する旨の記載があること。

オ 保証債務履行請求の有効期間が、保証期間経過後6か月以上確保されていること。

(4) 公共工事履行保証証券の場合にあっては、次に掲げる事項とする。

ア 保証契約の委託者が契約の相手方であること。

イ 債権者（保証金の受取人）が「香取市」であること。

ウ 保証人（保険会社等）の記名押印があること。

エ 保証証券の保証契約基本約款及び特約条項等その他証券の記載事項により保証債務を負担する旨の記載があること。

(5) 履行保証保険の場合にあっては、次に掲げる事項とする。

- ア 保険契約者（申込人）が契約の相手方であること。
- イ 被保険者（保険金受取人）が「香取市」であること。
- ウ 保険会社の記名押印があること。
- エ 保険契約が定額てん補方式であること。
- オ 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項等その他証券の記載事項により保険契約の内容が適切なものであること。

（受注者の債務不履行による契約解除時の取扱い）

**第6条** 契約権者は、受注者が工事等の契約書における受注者の債務不履行等を理由とする契約解除に関する条項（以下「発注者解除条項」という。）に該当するときは、当該契約の解除の手続を行い、次の各号に掲げる契約保証の種類に応じ、当該各号に規定する違約金の請求等の手続を行うものとする。

（1） 契約保証金の納付

- ア 発注者解除条項により契約を解除したときは、契約保証金は違約金に充当する。
- イ 契約権者は、歳入歳出外現金等出納通知者に対し、契約保証金に係る保管金の振替手続の依頼をするものとする。

（2） 有価証券の提供

- ア 発注者解除条項により契約を解除したときは、担保をもって違約金に充当する。
- イ 契約権者は、歳入歳出外現金等出納通知者に対し、契約保証金に代わる担保としての有価証券が市へ帰属した旨の通知を行うものとする。

（3） 保証契約等 契約権者は、発注者解除条項により工事等の契約を解除したときは、違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金（保険金）請求書（別記第3号様式）及び解除通知の写しを金融機関等（保険会社等）に提出し、あわせて歳入徴収者に債権発生のお知らせを行うものとする。

2 契約権者は、前項の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者に対し超過額の請求手続を行うものとする。ただし、契約上の工期経過後相当の期間内に工事等を完成する見込みがある場合には、工事等の契約書における履行遅滞の場合における損害金等に係る規定を適用し、損害金を徴収して工事等を完成させることができる。

（工事等の完成時の取扱い）

**第7条** 工事等の完成時における取扱いは、次の各号に掲げる契約保証の種類に応じ、当該各号に規定する方法によるものとする。

（1） 契約保証金の納付及び有価証券等の提供

- ア 契約権者は、受注者から工事等の目的物の引渡しを受けたときは、受注者に対し請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金等払戻請求書（別記第4号様式）の提出を求めるものとする。

- イ 契約権者は、次の事項を確認のうえ、歳入歳出外現金等出納通知者に対し、契約保証に係る保管金等払戻請求書を送付するものとする。

（ア） 保管金等払戻請求書に係る請求者の印鑑の印影が工事等の契約書に押印されている印鑑の印影と同一であること。

（イ） 保管金等払戻請求書に記載の保管金の額が保証金額と同一であること。

（2） 金融機関等の保証

- ア 契約権者は、受注者から工事等の目的物の引渡しを受けたときは、保証証書の受領書（別記第5号様式）を提出させ、受注者を經由して保証証書（保証契約変更契約書を含む。）を金融機関等へ返還するものとする。

- イ 保証証書（保証契約変更契約書を含む。）の写し及び受注者から徴収した保証証書の受領書を保管するものとする。

- ウ 保証事業会社が保証した場合は、工事等の完成後も保証証書（保証契約変更契約書を含む。）を返還せずに保管するものとする。

（3） 公共工事履行保証証券及び履行保証保険 契約権者は、受注者から工事等の目的物の引渡しを受けた後も、保証証券又は保険証券（異動承認書を含む。）を返還せずに保管するものとする。

（請負代金額の増額変更時の取扱い）

**第8条** 契約権者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合、保証金額が変更後の請負代金額の100分の7（調査基準価格を下回る価格で工事等の契約を締結する場合にあっては、100分の21）以下になるときは、受注者に対して、保証金額を変更後の請負代金額の100分の10（調査基準価格を下回る価格で工事等の契約を締結する場合にあっては、100分の30）以上になるよう増額変更を求め、保証金額の増額変更がなされたことを確認したうえで請負代金額の変更契約の締結を行うものとする。この場合において、証拠書類の確認の方法は第5条の場合に準じて行うものとするが、変更後の保証金額が契約変更後の請負代金額の100分の10（調査基準価格を下回る価格で工事等の契約を締結する場合にあっては、100分の30）以上を確保することについて特に確認を必要とする。

2 保証契約等に係る保証金額の増額変更については、保証契約変更契約書又は異動承認書により確認するものとするが、特に次に掲げる事項（当初の保証契約等との同一性、継続性）の確認を必要とする。

- (1) 保証契約等の変更（異動）を承認する旨の記載があること。
- (2) 証書（証券）番号が当初の保証契約等に係る証書（証券）の番号と同一であること。
- (3) 増額後の保証金額が変更後の請負代金額の100分の10（調査基準価格を下回る価格で工事等の契約を締結する場合にあっては、100分の30）以上であること。
- (4) 変更後の保証期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の末日以後であること。
- (5) 工事等の契約の変更後、保証契約変更契約書（異動承認書）は、工事等の契約書に添付して保管すること。

（請負代金額の減額変更時の取扱い）

**第9条** 契約権者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合、受注者から保証金額を変更後の請負代金額の100分の10（調査基準価格を下回る価格で工事等の契約を締結する場合にあっては、100分の30）以上が確保される範囲で減額の申出があり、特段の事情がないときは、保証金額を変更後の請負代金額の100分の10（調査基準価格を下回る価格で工事等の契約を締結する場合にあっては、100分の30）以上が確保される範囲で、受注者の要求する金額まで減額変更するものとする。

2 履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額変更は行われなことから、減額変更は行わないものとする。

3 証拠書類の確認の方法は前条に規定する請負代金額の増額変更時の取扱いの場合に準じるものとし、変更後の保証金額が変更後の請負代金額の100分の10（調査基準価格を下回る価格で工事等の契約を締結する場合にあっては、100分の30）以上であること及び次の各号の契約保証の種類に応じ、当該各号に規定する事項及び提出書類について確認を行うものとする。

(1) 契約保証金の納付及び有価証券の提供

ア 契約権者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者から工事等の契約に係る変更契約書（以下「工事等の変更契約書」という。）の案の提出とともに保証金額の減額分の保管金等払戻請求書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、工事等の契約に係る変更契約（以下「工事等の変更契約」という。）締結後、歳入歳出外現金等出納通知者に対して保管金等払戻請求書を送付するものとする。

(2) 金融機関等の保証及び公共工事履行保証証券

ア 契約権者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して工事等の変更契約締結後、保証契約内容変更承諾書（別記第6号様式）を交付し、契約権者が指定する日までに、保証金額を変更後の保証金額以上の範囲で減額変更する旨の金融機関等（保険会社等）の保証契約変更契約書（異動承認書）の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から保証契約変更契約書（異動承認書）が提出されたときは、提出書類を確認のうえ受理し、工事等の契約書に添付して保管する。

(3) 履行保証保険 履行保証保険の場合にあっては、保証金額（保険金額）の減額は行われなことから、保証金額（保険金額）の減額変更は行わないものとする。

（工期の延長時の取扱い）

**第10条** 契約権者は、工期の延長を行おうとする場合、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように保証契約等の変更を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、履行保証保険の場合は、通常、保証期間（保険期間）は工事等が完成するまで存するため、変更手続を行わないものとする。ただし、保証期間（保険期間）が特定され

ている場合で、保証期間（保険期間）が変更後の工期を含まないときは、保証期間（保険期間）を変更後の工期を含むように契約変更を求めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、保証事業会社の保証の場合は、「保証期限変更に関する覚書」に基づき、工期の変更に応じて、保証期間は自動的に延長されるため、変更手続の必要はないものとする。

4 証拠書類の確認の方法は、第8条に規定する請負代金額の増額変更時の取扱いの場合に準じるものとし、契約保証のうち、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券及び履行保証保険については、次の各号の事項及び提出書類について特に確認をするものとする。

(1) 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して工事等の変更契約書の案の提出とともに保証期間を変更後の工期にあわせて、延長変更する旨の金融機関等（保険会社等）の保証契約変更契約書（異動承認書）の提出を求めるものとする。

(2) 契約権者は、受注者から保証契約変更契約書（異動承認書）の提出を受けたときは、次の事項を確認のうえ、工事等の契約の変更手続を行うものとする。

ア 保証に係る工事等の工事名が工事等の契約書記載の工事名と同一であること。

イ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

(3) 工事等の契約の変更後、保証契約変更契約書（異動承認書）は工事等の契約書に添付して保管する。

（工期の短縮時の取扱いについて）

**第11条** 契約権者は、工期の短縮を行おうとする場合、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更の手続を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、履行保証保険の場合にあっては、保証期間（保険期間）の短縮は行われなため、保証期間（保険期間）の短縮は行わないものとし、保証事業会社の保証の場合は、「保証期限変更に関する覚書」に基づき、工期の変更に応じて、保証期間は自動的に短縮されることから、変更手続の必要はないものとする。

3 証拠書類の確認の方法は第8条に規定する請負代金額の増額変更時の取扱いの場合に準じて行うものとし、金融機関等の保証及び公共工事履行保証証券の場合にあっては、次の事項及び提出書類について特に確認をするものとする。

(1) 契約権者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して工事等の契約の変更後、保証契約内容変更承諾書を交付し、契約権者が指定する日までに、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等（保険会社等）の保証契約変更契約書（異動承認書）の提出を求めるものとする。

(2) 契約権者は、受注者から保証契約変更契約書（異動承認書）の提出を受けたときは、次の事項を確認のうえ受理するものとする。

ア 保証に係る工事等の工事名が工事等の契約書記載の工事名と同一であること。

イ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

(3) 工事等の契約の変更後、保証契約変更契約書（異動承認書）は、工事等の契約書に添付して保管する。

（履行遅滞時の取扱い）

**第12条** 契約権者は、工事等について履行遅滞が生じた場合には、発注者解除条項の規定により損害金の徴収手続を行い、工期経過後相当期間内に工事等を完成させようとするときは、保証期間内に工事等が完成する見込みの期間が含まれるように保証期間の延長を内容とした保証契約等の変更手続を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、履行保証保険の場合にあっては、通常、保証期間（保険期間）は工事等が完成するまで存するため、変更手続を行わないものとする。ただし、保証期間（保険期間）が特定されている場合で、保証期間（保険期間）が上記の工期経過後相当期間を含まないときは、保証期間（保険期間）を予定の工期と合わせるように延長変更の手続を求めるものとする。

3 保証契約等の場合にあっては、保証期間の延長の手続は第10条の規定による工期延長時の取扱いに準じて行うものとする。

（その他）

**第13条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の規定は、施行の日以後に入札公告又は指名通知等を行う工事等について適用し、施行の日の前日までに入札公告又は指名通知等を行う工事等の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成30年11月26日訓令第12号)

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

**別 記**

第1号様式 (第3条第3項)	略
第2号様式 (第4条第2号)	略
第3号様式 (第6条第1項第3号)	略
第4号様式 (第7条第1号、第9条第3項第1号)	略
第5号様式 (第7条第2号)	略
第6号様式 (第9条第3項第2号、第11条第3項第1号)	略